

2019年度
山梨学院短期大学免許状更新講習
(選択領域)
募集要項

必ず熟読してください

2019年度より、申込方法が変わりました。

必ず要項を熟読してください。

山梨学院短期大学

2019 年度 山梨学院短期大学免許状更新講習(選択領域)募集要項


○ はじめに

教育免許更新制は、教員免許状に一定の有効期間を付し、教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることを目的として、平成21年4月から導入されています。

免許状更新講習は2年間で30時間以上の講習を受講・修了し、免許管理者に対して申請を行うことで、教員免許状を更新することができます。

(〔表1〕免許状更新講習の講習時間の内訳 参照)

〔表1〕免許状更新講習の講習時間の内訳

領域	受講時間数内訳	受講時間数合計
(A) 必修領域	(A) 6 時間	 (A) + (B) + (C) = 合計 30 時間以上
+	+	
(B) 選択必修領域	(B) 6 時間	
+	+	
(C) 選択領域	(C) 18 時間	

本学では、文部科学省の認定を受け、教員免許状の更新に必要な免許状更新講習のうち『選択領域』を開設します。

○ 受講対象者について

免許状更新講習の受講対象者は、普通免許状または特別免許状を有し、下記【受講対象者】に該当する方のうち、

◇新免許状所持者(=平成 21 年 4 月 1 日以降に初めて免許状を取得した者)で免許状に記載されている「有効期間の満了の日」の 2 年 2 ヶ月前から 2 ヶ月前までの期間に該当する方

◇旧免許状所持者(=平成 21 年 3 月 31 日までに免許状を取得した者)のうち下表の期間に修了確認期限を迎える方

となります。

旧免許状所持者(平成 21 年 3 月 31 日までに免許状を取得した者)の受講対象者	
修了確認期限	生年月日
2020 年(平成 32 年)3 月 31 日	昭和 39 年 4 月 2 日～昭和 40 年 4 月 1 日 昭和 49 年 4 月 2 日～昭和 50 年 4 月 1 日 昭和 59 年 4 月 2 日～
2021 年(平成 33 年)3 月 31 日 (※2 回目)	昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 31 年 4 月 1 日 昭和 40 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日 昭和 50 年 4 月 2 日～昭和 51 年 4 月 1 日

【受講対象者】

- (1) 現職教員(校長、副校長、教頭、保育教諭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く)
- (2) 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
- (3) 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- (4) (3) に準ずる者として免許管理者が定める者
- (5) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員
- (6) 上記に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者

- (7) 教員採用内定者
- (8) 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用(または非常勤)教員リストに登載されている者
- (9) 過去に教員として勤務した経験のある者
- (10) 認定こども園で勤務する保育士
- (11) 認可保育所で勤務する保育士
- (12) 幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で勤務している保育士

<p>※旧免許状所持者(平成21年3月31日までに免許状を取得した者)の受講対象者のうち、以下の(1)・(3)・(4)・(6)に該当する方は、受講義務者(更新講習の受講しなければならない者)になります。 (修了確認期限までに講習を受講・修了しなかった場合は教員免許状が失効します。)</p>
<p>※旧免許状所持者(平成21年3月31日までに免許状を取得した者)の受講対象者のうち、以下の(2)・(5)・(7)～(12)に該当する方は受講の義務はありませんが、各自の判断で受講することができる方になります。 (修了確認期限までに講習を受講・修了しなくても教員免許状は失効しません。[休眠状態])</p>

【参考】

[表 2]更新講習受講対象者の区分と更新講習の受講義務の有無、及び免許状の有効期間の更新手続きを行わなかった場合の状態

区分	受講義務の有無	職種等	【参考】 更新の手続きを行わなかった場合の状態	
			旧免許状所持者 平成21年3月31日以前 に授与された教員免許状 所持者	新免許状所持者 平成21年4月1日以降 に初めて授与された教 員免許状所持者
学校 で 勤 務 す る 者	更新講習受講義務者 (更新講習を受講しなければ ならない者)	校長・副校長、教頭、園長・副園長	修了確認期限の経過に より失効 ※更新講習を受講・修了した後、 再度教員免許状の授与申請を することにより教員免許状を新 たに取得することが可能。	有効期間の満了により 失効 ※更新講習を受講・修了した 後、再度教員免許状の授与 申請をすることにより教員免 許状を新たに取得することが 可能。
		教員(教諭、保育教諭、養護教諭、栄 養教諭、助教諭、講師等)		
		免許管理者が定める者(教育委員会 の教育長、指導主事等)		
	更新講習受講可能者 (義務ではないが、希望すれば 更新講習を受講できる者)	実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養 職員、養護職員		
	更新講習を受講できない 者	事務職員 学校司書 補助職員 等		
学校 に 準 ず る 教 育 を 行 っ て い る 機 関 で 勤 務 す る 者	更新講習受講可能者 (義務ではないが、希望すれば 更新講習を受講できる者)	文部科学大臣が指定した専修学校の 高等課程の教員	修了確認期限を超過して も失効しない (休眠状態) ※その後教員として任命又は雇 用されるためには、更新講習を 受講・修了し教員免許状を有効 な状態に戻す手続きを行うこと が必要。	
		教員採用内定者		
		過去に教員として勤務した経験のある者		
		教育委員会や学校法人などが作成し た臨時任用(または非常勤)教員リス トに登載されている者		
		保育士(認定こども園、認可保育所、 幼稚園併設型認可外保育施設) ※保育教諭は教員であるため受講義務者となります。		

教員免許更新制の解説及び修了確認期限については、文部科学省ホームページでご確認ください。	
〈解説〉教員免許更新制のしくみ	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422.htm
修了確認期限	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm

○ 開設する講習について

本学が開設する免許状更新講習は『**選択領域**』となります。必修領域、選択必修領域の開設はありません。

〔必修領域、選択必修領域については、併設の山梨学院大学で開設いたします。受講申込は別途必要です。〕

(1) 開設講習・講習日程

講習番号	講習の名称 (認定番号)	担当講師	講習時間数	講習日程	対象職種	主な受講対象者 ※1
No.1	【 選択 】図画工作科教育法特論Ⅱ(再考・造形活動の意味と役割) (認定番号) 平 31-35144-506299 号	伊藤美輝	6 時間	8 月 13 日 (火)	教諭	小学校教諭 向け
No.2	【 選択 】図画工作科教育法特論Ⅱ(総合科目としての図画工作科の可能性) (認定番号) 平 31-35144-506300 号	伊藤美輝	6 時間	8 月 14 日 (水)	教諭	小学校教諭 向け
No.3	【 選択 】国語科概論(国語科教育の課題と展望) (認定番号) 平 31-35144-506301 号	松野洋人	6 時間	8 月 20 日 (火)	教諭	小学校教諭 向け
No.4	【 選択 】国語科概論(国語科教育の新動向) (認定番号) 平 31-35144-506302 号	松野洋人	6 時間	8 月 21 日 (水)	教諭	小学校教諭 向け
No.5	【 選択 】保育内容特論(人間関係)(理論と実践をつなぐ) (認定番号) 平 31-35144-506303 号	山内淳子	6 時間	8 月 22 日 (木)	教諭	幼稚園教諭 向け
No.6	【 選択 】保育内容特論(人間関係)(評価視点構築の試み) (認定番号) 平 31-35144-506304 号	山内淳子	6 時間	8 月 23 日 (金)	教諭	幼稚園教諭 向け

※1 「**主な受講対象者**」は、受講者が講習を選択しやすいように示しているものであり、受講者を制限するものではありません。ただし、対象職種「教諭(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)」・「養護教諭」・「栄養教諭」の別が該当していることが必要です。

受講予約される際は、自身の職務の状況にとって意義ある講習内容であるかをご検討ください。

※2 多くの方に受講の機会を提供するため、受講の予約は最大 3 つまでとさせていただきます。

(2) 交通案内 : 【電車利用の場合】

JR中央本線「酒折駅」下車徒歩 3 分

JR身延線「善光寺駅」下車徒歩 12 分

【路線バス利用の場合】

山梨交通バスまたは富士急行バスを利用し、「山梨学院大学」下車

【自動車利用の場合】

[東京方面から] 国道 20 号線(甲府バイパス)を甲府方面に向かい、「向町二」信号を右折

[長野方面から] 国道 20 号線(甲府バイパス)を大月方面に向かい、「向町二」信号を左折

※ 駐車場はキャンパスに隣接の学生用駐車場をご利用いただく予定です。

(3) 講習定員 :	No.1 【選択】図画工作科教育法特論Ⅱ(再考・造形活動の意味と役割)	30人
	No.2 【選択】図画工作科教育法特論Ⅱ(総合科目としての図画工作科の可能性)	30人
	No.3 【選択】国語科概論(国語科教育の課題と展望)	50人
	No.4 【選択】国語科概論(国語科教育の新動向)	50人
	No.5 【選択】保育内容特論(人間関係)(理論と実践をつなぐ)	50人
	No.6 【選択】保育内容特論(人間関係)(評価視点構築の試み)	50人

※多くの方に受講の機会を提供するため、受講予約は3つまでとさせていただきます。

(4) 受講料 : 6,000 円(1 講習あたり)

「受講料 6,000 円×受講する講習数」を本学が指定する口座にお振り込みいただきます。

受講申し込み後、本学から請求書を送付いたします。

○ 受講申し込みについて

受講予約期間 : 2019 年 5 月 6 日(月)~6 月 3 日(月)

今年度から、**免許状更新講習受講申し込みは、インターネットを利用した申し込みのみ**となります。(先着順)

申し込み手順は、「免許状更新講習受講申し込みについて」を参照してください。

○ 受講予約キャンセル・受講料の返還について

受講者の都合による受講予約キャンセルは、免許状更新講習当日の申し出を除き、受講料(本学が要する振込手数料を除いた額)を返還します。

受講予約キャンセルは、講習開催日の7開講日前までは、各自で免許状更新講習システムにおいて行なってください。(受講料納入等の有無の確認等のため、キャンセル手続きとあわせて、必ず事務局にご連絡をお願いいたします。)

講習開催日の7開講日前を過ぎた場合は、免許状更新講習システムでの受講予約キャンセルはできませんので、必ず事務局にご連絡をお願いいたします。

受講予約キャンセルの申し出後、本学より受講料返還手続き書類をお送りいたしますので、必要事項を記入の上、返送してください。(受講料返還は、手続きの都合上、時間を頂戴いたします。)

※受講者の都合による受講辞退以外の受講料返還例

本学の都合による講習の中止(講師の急病等)、自然災害等による講習の中止など

○ 問い合わせ先

〒400-8575 甲府市酒折2-4-5

山梨学院短期大学事務局 免許状更新講習担当

Eメール : ygjc-menkyo@ygu.ac.jp

T E L : 055-224-1400(山梨学院短期大学事務局代表)

F A X : 055-224-1396